

登園届（保護者記入）

花梨保育園	
管理者 伊東 将 殿	
児童名	_____
病名 [_____]
期間 令和	年 月 日 ~ 令和 年 月 日
令和 年 月 日 医療機関名「 _____ 」において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	保護者氏名 _____ 印 _____

【保護者様】

乳幼児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に伴い、登園届の提出をお願いします。なお、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園できるよう、ご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届を求める感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

インフルエンザ登園届（治癒報告書）

花梨保育園

管理者 伊東 将 殿

児童名 _____

インフルエンザの登園停止期間を過ぎ、集団生活が可能状態に回復しましたので報告します。

1. 診断名	インフルエンザ（ ）型
2. 発症名（症状が始まった日）	令和 年 月 日
3. 解熱日（熱が下がった日）	令和 年 月 日
4. 登園日	令和 年 月 日
5. 受診した医療機関	
6. 受診日（診断された日）	令和 年 月 日

インフルエンザ登園停止期間の基準（保育園における感染症ガイドラインより）
「発症した翌日から5日を経過し、なお且つ、解熱した日の翌日から3日経過している」

※インフルエンザ発症後、保育園に登園可能になるためには、下記の条件が2つとも満たされていることが必要です。

発症後5日を経過していること

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

解熱後3日を経過していること

解熱日	1日目	2日目	3日目	登園可
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

印

医師が記入した意見書を求める感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで